

東京都青少年健全育成条例改正案に関する声明

私たちは、子どもに対するものを含む性暴力や性差別などについて日頃から問題視している表現者です。その立場から、東京都青少年健全育成条例改正案に強く反対します。

東京都は、過激なマンガやアニメが、犯罪を誘発し、子どもの健全な成長を阻害するとして条例の改正を進めてきました。しかし、現実においては、性暴力がマンガやアニメの流通数と比例して増加するというデータは存在しません。また、少年犯罪そのものも減っています。

そもそも、小説や実写のビデオなどで描かれる近親相姦やレイプ等の「過激な性的表現」が実質的に誰にでもアクセスできる状態になっている現状で、なぜマンガやアニメのみを禁じるのか、全く理解できません。性的暴力を助長しているものは、マンガやアニメではない。性的暴力を助長するのは、むしろ、女性やセクシュアルマイノリティ、子どもを含む、特定の人々の性に関する権利や尊厳をないがしろにしてきた、社会のあり方そのものです。「性暴力や性差別、セクシュアルマイノリティに対する差別など、性に関する権利や尊厳をふみにじるのは、許されないことであり、そのような暴力によって子どもたちが傷つけられることがあってはならない」というメッセージを政治が発言し続けることこそ、〈青少年の健全な育成〉に必要なアクションだと思います。

同時にまた、子どもたち自身がみずからの性に関する権利を行使し、尊厳を守るためには、適切な性知識の普及がかかせません。日本は義務教育の課程でも十分な性教育が行われておらず、正しい性の知識も、自分や他者の性に関する権利や尊厳についての理解もなく、誤った知識や先入観を持ったまま大人になってしまう人も、少なくありません。本当に子どもたちを性暴力から守るためには、性に対して抑圧的な現在の社会環境こそ、改められる必要があります。

けれどもこの条例は、真に子どもの健全な育成や女性、性的少数者の尊厳を擁護するために必要なそれらの措置をおこなうものには、なっていません。それどころかこの条例は、子どもの健全な育成を口実にして、言論や表現を取り締まるものです。子どものためと一見思えるこの条例は、逆に、子どもたちから、性についてのさまざまな表現や思考に触れる機会、性について向き合い取り組む機会を、奪いかねません。表現媒体のコントロールは「上から」行うものではなく、家族・学校・地域・企業・その他コミュニティ等、様々な領域で、子どもたちの主体性を認めながら話し合い、考えてゆくべきものです。

日本も批准した「児童の権利に関する条約」では、「児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。」(第17条)と書かれております。情報を得ることは子どもの権利なのです。「児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針(guidelines)を発展させることを奨励」(第17条-e)されていても、「規制」をかけることは奨励されておられません。情報を得ることが児童の権利であるという思想は、上からの規制とは真っ向から対立するはずなのです。

「みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保って成長することができるよう、支援のための措置を適切に講ずる」(第18条六の二の2)と「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例」には記載されておりますが、その措置としての表現の規制は、「当該青少年がその受けた影響から回復し自己尊厳からの回復」への不適切な措置であると、私たちは考えます。情報に対する子どもたちの主体性や、判断の力を養うチャンスを奪う東京都青少年健全育成条例改正案を廃案にしてください。

2010年12月13日

東京都青少年健全育成条例改正案に反対する緊急ネットワーク

呼びかけ人：いちむらみさこ（アーチスト）・栗田隆子（女性の貧困ネットワーク）

根来祐（映像作家）・白石草（ジャーナリスト）